

令和4年度第2回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2022年9月16日（金）午後1時30分開会
場 所：か で る 2 ・ 7 1 0 6 0 会 議 室

■ 目次 ■

1. 開 会.....	- 2 -
2-1. 議事事項 1.....	- 3 -
2-2. 議事事項 2.....	- 7 -
3. 閉 会.....	- 20 -

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中、リモート参加も含めまして12名の方がおそろいでございます。

札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和4年度第2回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております地域計画課長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入るまでの進行役を務めさせていただきたいと思っております。

本日は、対面とリモートの併用にて開催させていただいております。リモートにつきましては、現在、石塚副会長、岡本委員、片山委員、杉江委員がリモート参加の状況でございます。吉田委員からは欠席する旨のご連絡をいただいております。松本委員に関しましては、少し遅参されている状況かもしれません。また、東原委員におかれましては1時間ほどで退出されると聞いているところでございます。

ここで、留意事項等についてお知らせさせていただきます。

リモート参加の皆様におかれましては、質疑の際、挙手の代わりに挙手ボタンにて小澤会長に合図していただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、カメラとマイクについてですが、カメラは常にオンにいただき、皆様の顔が見える状態で進めさせていただきたいと思っております。マイクについては、雑音が入ることがございますので、基本的にオフあるいはミュートにいただき、発言時のみオンにいただきますよう、ご協力をお願いいたします。途中で聞き取れない部分などがございましたら、お手数ですが、その旨をお知らせください。電波の状況等により、ご発言の際に間を空けていただくなど、ご協力いただく場面もあるかと思っておりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

会場参加の皆様におかれましては、発言される方がリモート参加の方に見えやすいよう、事務局側でカメラを操作しますので、画面にご自身が映るまで少々お待ちいただきながらご発言いただければと思います。

また、本日の次第のうち、報告事項につきましては、特定の個人または法人等の権利、利益に係る事項を審議する場合、その他必要があることから非公開とさせていただくことを会長にあらかじめご判断いただいております。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、配布資料1が会議次第、配布資料2が座席表、配布資料3が委員名簿、その次に、報告資料1が景観プレ・アドバイス部会の資料、報告資料2-1から2-5までが景観資源部会に係る資料、その後、議事資料1-1と1-2が札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針に関する資料、その後、参考資料1、2、3と続いた後、最後に、議事資料2の

札幌市景観計画に基づくこれまでの取組の振り返りと今後の取組についてという順番になっております。

なお、このうち、報告資料につきましては、先ほど申し上げたとおり、非公開となっておりますので、傍聴あるいは報道席の方々には配付しておりません。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。

これ以降の進行につきましては、小澤会長にお願いいたします。

2-1. 議事事項 1

○小澤会長 会長の小澤でございます。

皆様には、ご多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、報告事項が2件、議事事項が2件ございます。通常は報告事項を先に説明いただくのですが、報告事項が非公開内容であること、途中で退席される委員もいらっしゃることから、先に議事事項について審議し、その後のお時間で報告事項の説明をいただきたいと思っております。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第2の議事事項に移りたいと思っております。

議事事項(1)「札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針の変更について」でございます。

なお、こちらは変更にあたっての意見聴取という形になります。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 景観まちづくり担当係長の宮部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

札幌駅前通北街区地区の景観まちづくり指針の変更について、札幌駅前通協議会から申出がございましたため、景観審議会への意見聴取を行います。これは、札幌市景観条例第42条の6、第3項及び第5項に基づく手続となっております。

議事資料1-1の指針変更案に基づいて変更内容をご説明するとともに、本指針に初めて関わる委員の方もいらっしゃることから、指針の概要をご説明いたします。

まず初めに、変更内容をお伝えするに当たり、参考資料1をご覧ください。

指針の変更に関する申出書で、条例第42条の14、第2項に基づくものでございます。3に指針の変更内容が記載されており、北4西3地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区計画の対象区域を景観まちづくり指針の対象区域に加えるというものです。

指針の変更部分に関しては、4ページ部分と7ページ部分の2ページ分でございます。

お配りしている議事資料1-2の新旧対照表をご覧ください。

表面4ページ部分で対象区域を示しておりますが、右図において凡例のピンク色で示し

ている北4西3地区地区計画の区域が本指針の対象区域に追加されております。あわせて、新旧対照表の裏面7ページ部分で、本地区を指し示す範囲が変更となっております。

変更部分に関しては、以上でございます。

以後は、指針概要についてご説明いたします。

議事資料1-1に戻っていただきまして、表紙にあるとおり、本指針は令和2年7月に策定されました。先ほどの申出書は令和4年4月に提出されております。

続いて、目次をご覧ください。

ここで、景観まちづくり指針の制度自体を口頭でご説明いたしますが、景観条例に基づく制度でして、地域での取組の中で共有された地域の計画の目標像や景観上のルールなどについて、市民や事業者との協働により検討し、市が策定するものとなっております。

指針では、対象区域、目標、方針、地域景観形成基準、良好な景観の形成に資する活動、届出対象行為について定めることができると条例で規定されております。本指針の目次をご覧くださいと、これらの項目について定められていることが分かります。

指針策定の背景・目的及び位置づけを2ページの図でご説明します。

本指針が対象区域とする札幌駅前通北街区地区の周辺は、現在、札幌市景観計画における景観計画重点区域の一つとして、届出制度等による景観誘導が行われているところです。

また、平成28年には、第2次都心まちづくり計画において位置づけがなされ、さらに平成30年には、この計画の目標を実現する民間都市開発を誘導するため、都心における開発誘導方針を定めました。

ここまでの札幌市としての動きですが、並行して、本地区の関係地権者で構成される札幌駅前通協議会では、まちづくりビジョンを定め、このビジョンの実現のためにまちづくりガイドラインを定めております。さらに、ビジョンの実現のために、札幌駅前通北街区地区計画を変更決定し、地区計画とガイドラインを一体的に運用することとしております。

今回、変更を行う景観まちづくり指針は、これまでご説明した景観計画重点区域、地区計画の基準やルールを補完するとともに、まちづくりガイドラインの景観系、活動系のルールを具現化する目的で策定されました。

対象区域については4ページでご説明します。

札幌駅前通北街区、道庁東地区の各地区計画、大通交流拠点地区地区計画の一部から構成される範囲、そして、今回、新たに北4西3地区地区計画を加え、対象区域とします。お配りした参考資料2がこの地区計画の決定資料ですので、そちらもご覧ください。

なお、北4西3地区地区計画の決定に伴い、先ほど2ページで示したまちづくりガイドラインの範囲も変更され、今回の景観まちづくり指針の対象区域はそれと一致しております。参考資料3がガイドラインの区域変更の資料となっております。

続いて、5ページ目、6ページ目では、目標と方針が定められております。

7ページ目からは、4として景観形成基準（地域景観形成基準）について定めておりまして、景観計画重点区域において、係る基準をさらに補完するものとして定めているもの

です。

方針に連動して、8ページ以降でストリートウォールの形成に関する基準、12ページ以降で地下接続部分に関する基準について定めています。

8ページの基本的考え方で、高さは60メートルを目安とした道路境界線に沿った壁面によりストリートウォールを形成することが重要としており、具体的には9ページで、基準1、ストリートウォールの視認性を高めるデザインとすることとしており、ストリートウォールを形成する主要壁面の頂部に当たる軒線の強調、低層部の印象を高めるデザインの採用が推奨されています。

11ページで、基準2、ストリートウォールを構成する主要壁面について、まち並みの連続性を保つよう配慮するとし、各計画で壁面のセットバックに違いがある場合でも連続性が保たれるよう配慮することが推奨されています。

12ページ以降では、地下接続部分に関する基準について記載されており、13ページでは、基準1、接続空間はチ・カ・ホのまち並みとの調和及びにぎわい等の創出に配慮したデザインとする。15ページでは、基準2、面する部分は地下のまち並みとの調和及びにぎわい等の創出に配慮したデザインとすることが定められています。

17ページでは、景観まちづくり活動について定められております。

18ページでは、届出対象行為が定められており、景観計画重点区域における届出行為に加え、60メートル超えの建築物の新築等、チ・カ・ホまたは地下鉄コンコースとの接続に関する行為が届出の対象となります。

駆け足になりましたが、本指針の対象区域の変更について及び指針自体の説明をいたしました。

それでは、指針変更について意見聴取を行いますので、よろしくお願いたします。

○小澤会長 ご説明をありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明がございました地区の変更ですが、景観まちづくり指針自体は、以前から委員を継続されている皆様は、既に今まで何回か触れていますので、おおむね内容についてご存じだと思いますが、新しい委員の方は聞き慣れない部分もあったと思います。そのため、詳しく説明していただくということをお願いしました。

それでは、ただいまご説明いただきました変更について、委員の皆様のご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○欠委員 一市民としての見方からしますと、このストリートウォールというのは、一つの美しいまち並みにつながっているなどと思いますので、いいと思います。あわせて、それを超えている部分をセットバックさせた場合についても、このほうが威圧感もなくなって、一般市民も、観光客の方々も、非常にきれいで利用しやすいということを感じると思いますので、基本的にいいと思っております。

○小澤会長 どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見はございますか。

○東原委員 今回の議事資料の景観まちづくり指針の変更についてですが、変更部分は本編の4ページということでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 4ページ及び7ページの部分でございます。7ページの真ん中の囲いの中です。

○東原委員 そこに本地区が入っているということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○東原委員 変更内容そのものについては特にはないのですが、事前に資料の送付の段階で、変更されたものを送られるのではなくて、この部分をこういう理由で変更するので、審議を願いたいという説明があれば、事前に書類に目を通す者たちとしては分かりやすいと思います。これは何度か申し上げますけれども、資料についてご配慮をお願いできればと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 大変失礼いたしました。

○小澤会長 事務局も資料を整える作業が大変だとは思いますが、事前であれば、手書きでコメントを入れるなど省力化もしていただいて構いませんので、できるだけ事前に内容、ポイントが正確に伝わるようお願いしたいと私も思います。

○事務局（まちづくり担当係長） かしこまりました。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○森委員 特に異論はないのですが、確認の意味で質問させていただきます。

この1街区が地区計画を経て、中に黄色の一部あったところがなくなるのと、ピンクのなかったところが増えるという二つがあるかと思えます。

そこで、この内容に関して何らかの関係があるような、今後この内容を変えるとかではなくて、今の計画と景観形成の基準との齟齬みたいなものは特段なく、この範囲だけを変更することで事足りるのかどうかを確認させていただきたいです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 範囲の変更のみで、このエリアが新しく入ったからといって、この指針の中身が変わるというものではございません。

北4西3地区の計画においても、もともとこのまちづくり指針の範囲に一部かかっていたこともありまして、指針の内容を踏まえた上で計画されていると聞いておりますので、そういったところでも統一はされていると考えているところです。

○小澤会長 私からも確認ですが、あくまでも地区計画はこの指針にのっとってご検討いただいているということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） はい。

○小澤会長 ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、本日は非常に議題、報告事項が多くございますので、もしないようでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、特に大きな変更はございませんでしたが、議事事項（１）札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針の変更については、この内容で事務局に手続を進めていただきます。また、意見があった点につきましては、今後の運営の仕方に関わりますので、改めて事務局に検討いただいて、委員の皆様にお知らせ願いたいと思います。

２－２．議事事項２

続いて、議事事項（２）に移ります。

「札幌市景観計画に基づくこれまでの取組の振り返りと今後の取組について」でございます。

これにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の青木です。

札幌市景観計画に基づくこれまでの取組の振り返りについてご説明させていただきます。議事資料２をご覧ください。

本市では、札幌市景観計画を平成２９年に策定し、これに基づき景観施策を実施しているところです。

計画は平成２９年度から２０年間の計画でございますけれども、まず、５年程度、短期的な取組を実施して、その後、中長期的な取組に移行するロードマップとなっております。

そこで、計画策定後、５年が経過したことから、これまで実施してきた取組を振り返るとともに、今後の中長期的な取組を実施していくに当たって重点を置く取組をどのように進めていったらいいかというものを整理するものでございます。

景観条例上の意見聴取といった位置づけではないですが、今後の施策に関わることとなりますので、ぜひアドバイス、ご助言をいただきたいということで議題とさせていただきます。

なお、２０年間の計画期間のうち、４分の１という経過期間であることから、今のところ、景観計画の改定を伴うような大幅な方向転換はもう少し先の想定になるのかなと考えているところでございますが、この景観計画の枠の中で特に重点的に取り組むべきものや、効果的な手法はどのようなものであるか、そういったものを中心にご意見をいただければと考えております。

それでは、各取組について、四つの柱に沿ってご説明させていただきます。

一つ目の届出・協議による景観誘導になりますけれども、短期的な取組としましては、（１）のロードマップに記載のとおり、景観プレ・アドバイスの導入、届出・協議に活用できる資料等の充実、市有建築物等に係る協議等の充実、届出対象の追加などとなっております。また、（２）短期的な取組の実施状況に記載のとおり、５年間でこれらの取組については実施や検討を行っているところでございます。

実施していく中で、今後に向けて少し課題出しをしたのが（３）になりまして、景観プレ・アドバイスの実績が増えてきていることから、今後の協議に向けた参考事例を提示す

ることが望まれるというご意見をいただいていることや、公共施設についての提出書類の合理化や、策定後、かなり年数がたっている関係ガイドラインがございますので、その辺りが課題かと考えているところでございます。

そこで、今後ですが、景観プレ・アドバイスについては、近年の開発動向により、継続した実施が見込まれることも踏まえまして、手引への実施事例の反映や方法の適宜見直しながら運用していきたいと考えております。また、各種ガイドラインにつきましては、届出・協議にもっと活用できるように、現在の状況を踏まえた改定や統合を検討したいと考えているところです。

次に、資料の右側部分の景観資源の保全・活用についてです。

(1) に景観上の価値の捉え方の拡大や景観重要建造物等の活用への柔軟な助成などを短期的な取組として掲げております。一つ一つの読み上げは省略させていただきますが、景観重要建造物等の助成対象を拡充することなどの実施や検討を行っているところでございます。

下段になりますが、取組を進める中で見えてきた課題としましては、一つ目は、現在、景観資源部会で検討を進めているところですが、指定制度と登録制度の使い分けの再整理が必要であることや、新たな資源の位置づけの整理が必要、市民の興味関心の向上につながるような仕掛けの検討が必要と考えているところです。

今後になりますけれども、指定・登録の使い分けについては、再整理を今年度に行っておりますので、そのほかの景観資源の位置づけや市民の関心の向上につながるような仕掛けとして、情報発信の仕方や取組に関わってもらいやすい方法の検討など、例えば、まち歩きのような景観まちづくりの取組と一緒に進めることも視野に入れて進めていければと考えているところです。

続きまして、次のページになりますけれども、3、地域ごとの景観まちづくりの推進になります。

(1) と (2) になりますけれども、短期的な取組といたしましては、西15丁目周辺、ロープウェイ周辺の2地区をモデル地区といたしまして、そのほかの地区でも、景観まちづくりの指針の策定や情報発信を実施するなど、計画していた取組の実施、検討について進めているところでございます。

(3) になりますが、取組を進める中で課題として見えてきたところですが、景観まちづくり指針は、地域が主体となった景観まちづくりを後押しする制度でございますけれども、指針策定がゴールになって取組が継続しない場合があるなど、主体性をさらに喚起していく必要があると感じているところです。また、特に都心部においても、景観に関わりがあるほかの施策の検討が進めてられているほか、まちづくりに関する諸制度があることを踏まえて今後は取り組んでいく必要があると感じているところです。

そこで、今後ですが、景観資源の取組と連動しながら、興味関心を持っていただく取組を重点に行いつつ、種が芽生えたら指針につながるような取組を進めることを考えていま

す。また、既存の地区や新しい区域での地区指定などについては、少しほかの施策と連携しながら検討していきたいと考えているところです。

最後に、四つ目の普及啓発です。

(1) と (2) の部分になりますが、子どもへの景観教育、情報発信、活動支援などについて取り組むこととなっております。ミニまちという小学校向けの都市計画についての普及啓発講座で少し景観にも触れていただいているほか、景観まちづくり活動に関する助成金の交付などを進めているところですが、検討からなかなか先に進んでいないものもあるという現状となっております。

課題としましては、表彰をはじめとするこれまでの取組ですけれども、単発、一過性のイベントになることが多くて、一時的に関心を持っていただけなのですが、それが継続して次のものにつながっていかないものがあるので、継続した取組になる仕組みなどをもう少し検討していく必要があるということが挙げられます。また、最近はコロナ禍ということもありまして、景観整備機構と連携して何かやるといった取組もできていないので、今後は、どのように継続して普及啓発の取組を進めていけるのかということを検討していかなくてはならないと考えているところです。

今後につきましては、適宜、いろいろなことを検討しながら進めていきたいと思うのですけれども、中長期的な取組が始まっても5年ぐらいをめぐりに活動の振り返りをした上で、また次に進めていければと考えております。

本日は、今後の取組を進めていくに当たりまして、効果的な手法などがございましたら、アドバイスをいただければと考えているところです。

私からのご説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 ご説明をありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたように、2017年に札幌市の景観計画が策定、施行されましたが、それから5年がたち、ちょうど20年の計画期間のうち4分の1が過ぎましたので、この時点で一度振り返りをということです。

今、四つの柱についてご説明いただきましたが、これは事務局、札幌市のほうで5年間を振り返って、こういった課題があるのではないかとという提案項目を挙げていただいたと理解しております。

挙げていただいた内容につきまして、皆様のご意見がございましたらお願いしたいのと、こういう視点でこういったことも考えるべきではないかといった、この四つの柱以外のご意見もございましたら、自由にご発言いただきたいと思います。

それでは、皆様のご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○岡本委員 説明をありがとうございました。

大きな話になるのですが、大通公園のB I S S Eのはす向かいに計画されている185メートルの建物の話を思い返してみると、もともと札幌市が持っている札幌のまちのイメージを形づくっている景観要素に関して、守り方というか、育て方というか、そこがしっ

かり固まらないうちに開発のほうが先に進んでしまっているという思いがあります。まちが発展していくことはとても大切なことだと思うのですが、上手に発展していったほしいという思いも一方でありますので、やはり景観計画の位置づけをもっと上位のものにしていく必要があるのではないかと考えております。

高度地区で、現在、都心部には高さ制限がない状況ですが、本当にそれでいいのかというお話や、集合住宅、マンションでも、すごく高いものも建ってしまっている様子も見られます。住宅の施策とか、高度地区とか、都市の制限等々と同じぐらいのステータスを持たせて、きちんとそこと渡り合えるよう位置づけられないでしょうか。許されている中で景観的に気になるところがあるので、ちょっと手直しをしてくれませんかという言い方しか、今はできないではないですか。それでは、本質的にまちのありようを考えて進めていく仕立てになっていないので、中長期的という話よりももっと大きい話になってしまっているのかもしれませんが、そこを目指して、札幌市としてどういうまちにしていくかということを考えないと、開発されて、分譲されてしまえば終わりだと思っているので、少し丁寧に景観の位置づけを高めていくことに取り組む方向で検討していただきたいというのが1点目です。

もう一つは、1枚目の右側のお話ですが、2枚目の右側と違う意味での表彰が必要だと思っています。メンテナンスをしたり、建物の面倒を見ていかなければいけない方、あるいは樹木の面倒を見ていかなければいけない所有者の皆さんに感謝したり、お礼を表現したりという意味での表彰というか、何かをお届けする、感謝を伝えるというような仕組みも必要ではないかと思っていました。

○小澤会長 ありがとうございます。

2点のご意見をいただきました。

特に最初の点につきましては、開発行為、再開発行為に伴う建物のボリューム、高さの話になってきますので、景観上、非常に重要な問題だと思います。かねてからそういった意見は交わされておりましたが、改めてこの場でご意見をいただいたことに対して、札幌市のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の高久でございます。

今の件は、都市計画審議会の中でも少しお話があったところではあるのですが、岡本委員からも、高度地区が指定されていないというお話がございました。高度地区というのは、高さ制限をするという都市計画になるのですが、札幌市全域、ほぼ高度地区を指定されている状況になるのですが、高度地区は、住環境を保全するとともに、秩序あるまち並みを形成していくという目的でかけられているものでありまして、都心部の容積の大きいところ、600%以上のイメージになってくるのですが、そこについては、都市機能の高度な集約を図る区域だと考えておりまして、これと併せて工業団地についても高度地区が設定されていない状況になります。

大通西4丁目のあの位置は、大通と駅前通の交差点ということで、大通交流拠点という

位置づけになっており、都市の中でも非常に重要な場所になっております。その中で、にぎわいとか、多くの地域貢献を考えていただけている今回の事業計画は、札幌市として歓迎したいと思っております。

ただ、岡本委員のおっしゃるように、大通として、都心としての景観をどう考えていくのかという部分もあるのですが、確かに、大きな建物が建つことについては、眺望、景観等に影響を及ぼすことは確かであると思っております。ただ、高度な開発をしていく、集積をしていくという土地柄でございますので、この中においてできるだけ影響の少なくなるような形で、皆様のご意見、お知恵をいただきまして、調和のあるまち並みを目指していきたいと考えているところですが、大きな目標をつくってという部分は、今のところはちょっと難しいと思っております。現状の景観や眺望に対してどうすれば影響をできるだけ少なくしていけるのか、その中で、都市機能の集積というのはこれからも札幌市として都心部などで図っていかねばならないと考えていますので、皆様には影響をできるだけ小さくする部分でお知恵を貸していただけたらなと考えているところです。

○岡本委員 おっしゃることは分かります。別に185メートルのものが絶対に建ってはいけないという話をしてはいるわけではなくて、高度な機能集積というのもよく分かるのですが、結局、ラグジュアリーホテルと高機能オフィスが来たら高度な機能集積になるのか。ここは、中身がしっかりと考えられて高度な集積と言っているわけではないような気がしてたまらないのです。ただ、高機能オフィスが来ればクリエイティブな仕事をするような人たちが自然に集まってくるみたいな、砂糖をまけば蟻が集まってくるみたいな、そういう話ではないと思うのです。どういうまちにしたいかということを考えて、初音ミクがいたり、雪が降ったりという札幌らしい特徴を伸ばしていくということでの高度な集積であって、ラグジュアリーホテルと高機能オフィスが集まってくれば、それで本当に高度な集積と言うのですかという話です。蓋を開けてみたら、四つ星、五つ星を呼んでくるというのが4か所から6か所ぐらいありますよね。本当にそんなことをやっていいのか、今ではなくて将来につながるのかなという不安があるというのが私の認識です。

もう一つは、高度な都市化を目指すにしても、いわゆる立体的虫食いを可能にしているわけですね。それぞれの各敷地でしか地域の貢献の評価をしないので、まち並みとしての一体性とか、景観としての美しさみたいところは横に置いておかないと話が進められなくて、許可するとか協力をいただくというのは敷地レベル、もちろん熱管などを地域のエネルギーネットワークに接続するとか、地下とか、基準となる機能の連続性みたいなものがあるのかもしれないのですが、基本的に敷地ごとにしか話をしていないわけです。トータルなイメージ形成と敷地ごとの対応との中間が抜け落ちていて、ビジョンはあるけれども、手法が細か過ぎるところが、札幌市の運用の仕方の一番の課題なのではないかと思っております。そこについて、ぜひ皆様のお知恵を活用して、よりよいつなぎ、解釈、理解の連続性みたいなものを事業者ときちんと共有できるような形にしないと、上空が虫食いされていくという様子が、あちこちで集まっていくだけになるので、本当にそ

いと思います。いかがでしょうか。

○松田委員 いろいろと説明をありがとうございます。

岡本委員からあった2点について、私からもコメントというか、考えを説明したいと思っています。

まず、一つ目の札幌の象徴的な場所としての大通公園と札幌駅前通が交わる大通西4のところに非常に高い建物が建つということで、プレ・アドバイスのときにもいろいろなお話が出たのですが、まさに札幌の貴重な地域資源としての景観の本当に代表例の一つであると思うのです。

やはり、札幌の都市としての魅力は、特に札幌以外から来た方には、景観、空間の広がり、空の広さということだと思うので、東京に建つ建物より、札幌の大通公園に建つ建物の高さによる景観への影響は大きいのではないかと感じていますし、新聞等で報道されていますが、恐らくまだ多くの札幌市民は知らないと思うので、あそこに壁のような180メートル以上の建物が建つことを本当に知り、実際にあれが建ち上がってきたら、やはり非常に残念に思う、あるいは憤る方もいるのではないかと私は考えます。

札幌の都市としての価値ということを考えてときに、今の景観のルールだけではどうしても防ぎ切れないところというか、本当にいいまちになっていくものにはなっていないとっていて、岡本委員がお話しになられたことがその一つの象徴的な例だと思います。

例えば、皆さんもよくご存じのケビン・リンチの都市のイメージにおいても、その5要素のうち3要素、ランドマーク、ディストリクト、ノードというものがまさに集約されているところで、都市景観的にも都市計画的にも非常に重要で、まさに都市の価値そのものがあそこにあると思います。

そういう意味で言うと、今、部長が言われたように、高度な集積でやっていくのだけでも、その中でできる範囲で少し影響を軽減してくれるように助言をいただきたいというのは、札幌市の将来を考えたときに、本当に価値が守られていくのかという危惧がございます。

二つ目の景観重要樹木に関しては、私が3月までいた研究室でも全国のいろいろな事例を調べたのですが、やはり全国的に景観重要樹木の指定という制度を十分に活用していない自治体が多い一方、積極的に活用されている自治体もありますけれども、札幌市は残念ながら非常に少ないです。札幌市だけではないのですが、取り組み方によっては、ほかの都市の事例を見ても、随分たくさん指定をして、それをうまく守り、活用していく事例がありますので、ぜひそういうものも参考にしながら、必要であれば研究室の成果もお伝えしたいと思います。景観重要建造物もそうですけれども、取り組み方によってはもう少しやれると思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○小澤会長 この2点について2人の委員からご意見をいただいていますけれども、もしほかの委員からこの2点についての追加の意見がありましたら、この機会にお願いしたいと思います。

○森委員 まず、振り返りと今後の取組をまとめていただいたことは大変ありがたく、このように論点整理をしていただいて、今後の課題を共有できたのはいいことだと思っております。ありがとうございます。

それから、岡本委員がおっしゃった1点目ですが、市民としてびっくりしました。

先ほどお話がありました都心の高度集積が600%という容積のところに関して、面的でざっくり一律で考えるという考え方も教科書的にはあると思うのですが、今の時代、それだけではなくて、地域特有の特徴といいますか、都市の個性みたいなものを守って、その上で考えていかなければいけないと思います。

今回の大通公園というのは、大変な価値があると思っております。私なんかはよそ者で、札幌に来まして、大通公園でいろいろなイベントが催されて、コロナで開催がなかったこともありますが、今日も横を通りましたが、オータムフェストで、本当に市民の皆さんが自分のリビングのように使われている、こんな公園を持つ都市に住んでいることを誇らしく思いますし、ほかの都市から先生方が来られるときにご案内をするのですが、やはり大通公園を見られて、すごいな、いいなと言います。それから、チ・カ・ホや、創成川の整備をご覧になって、札幌市は非常に先駆的な取組をやっておられるなというご意見も聞きます。

そういった中で、今後の再開発で崩れてしまうというのは、今を生きている我々がこの後はそんなことがないように考えていかなければいけないと、私自身、思うところです。

私もディベロッパーにいたので、一個一個の案件を、民間企業の最大価値をそこでやっていくという理屈は分かるのですが、それを公的な立場、市民の代表として、やはりこの場所はこうだよねということを言語化して行って、それを仕組みとしてみんなで作っていくという行為はしなければいけないと思っております。

ですので、今のコンパクトシティの流れの中で都心部に要素を盛り込むという一般的なことのみならず、都市が持つ特徴を踏まえた今後の在り方みたいなものをぜひ検討していくべきだと思います。それは、民意といいますか、市民の皆さんの気持ちがないと、高さを規制するということはなかなかできないと思うのですが、日本全国を見ても、例えば京都はやっているわけです。ですから、できないこともないので、その辺りも踏まえて、全国一律で言われていることだけではなくて、特性みたいなものを共有してルール化していくというプロセスにぜひなっていいただければと思っております。

○小澤会長 森委員、ありがとうございます。

岡本委員も松田委員も景観アドバイス部会のメンバーですし、森委員も令和2年度、3年度の景観アドバイス部会のメンバーでしたので、これまで部会での検討と議論を通じて、切実な問題を感じていただいているのではないかと思っております。

先ほど都市計画部長がおっしゃったことももちろんだと思いますし、経済的に元気になっていかないとまちが盛り上がっていかない面がありますので、そこの折り合いをどうつけていくかということについて、ここで簡単にくくってしまわず、景観という視点から

できることは何なのか、この審議会は、市民委員の皆さんを含めて、公的な場において意見聴取をする非常に重要な場ですので、しっかりと記録に残していただいて、この内容をまた検討していきたいと思えます。

まず、先ほどからお話しいただいている、どういう仕組みでやっていくか、その仕組み自体を工夫していかなくてはいけないということです。また、私が個人的に思っているのは、以前、濱田元景観審議会会長の下で議論をしながらこの景観計画をつくった時と比べて、いまの札幌市の様子が大変変わってきているということです。当時は、札幌の地形や山々と都市景観が一体化する中で、まちの魅力を市民のライフスタイルとともにつくっていかうという、そういったイメージだったのですが、昨今、都心部で起きている高層化、高密度化というのは、まちの空間と外の自然との連続性を切ってしまうような動きになっていっていると思えます。つまり、以前目指していた一体化された空間という方向性が少し薄まってきているように見受けられます。ただ、それを100%否定するわけではなくて、そういう方向に向かっていくことを受け止めるという前提にたつならば、また違った景観誘導の目標像があるのではないかと。それはどのように表現されるべきか、どのようにその目標やビジョンに向かって進んでいくべきかということをしっかり言語化して、それを制度に落とし込んでいかなければいけないと思っています。20年の計画期間の中で、まだ5年しかたっていない訳ですが、既にこのようなずれが生じているのではないかと感じておまして、今、委員の皆さんがおっしゃっていただいた意見はそういうことなのではないかと捉えています。

今回、基本的な見直しをしないという前提で四つの柱を提案いただいているのですが、この5年の振り返りを経て、景観計画自体のビジョンのつくりにも触れていかざるを得ないのではないかと思えますので、そこをぜひ検討いただきたいですし、この審議会においてもまた議論していきたいと思えます。

会長としてまとめのようなことを申し上げましたけれども、ほかに皆さんから追加の意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○山本委員 大通の角に建つ建物の件ですけれども、シミュレーションしたパースを見ますと、かなりの影が大通側に出てくるわけですね。札幌というのは、ほかの都市と比べて四季というものを非常に大事にしたいところだと私は感じています。これほどはっきりした四季のある都市はほかにないので、春夏秋冬のイメージというか、それでシミュレーションしたものを提出してもらって、みんなで検討するというように持っていくのがいいと思います。その建物と周りの建物だけではなくて、風とか雪も含めてイメージしたものを提出してもらって、それを検討するという形も必要ではないかと思いました。

○小澤会長 今までになかったご提案ですけれども、そういった方向についてはいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 例えば、景観プレ・アドバイスであったり、届出協議の中でご提案をいただくときには、見せたいものだけではなくて、四季折々であったり、昼とか夜、

シチュエーション、見え方が時間とともに変わっていくので、そのようなことが分かるようなものもぜひ提示してもらった上で進めていったらいいのではないかというご意見ですね。

夜間は出していただくときもあるのですけれども、確かに、冬であったり、札幌市の四季がすばらしいということに配慮した上で協議を進めていくべきだというお話はそのとおりだと思うので、事業者の負担等も考えながら、その視点も盛り込んでいけたらいいなと考えております。

どうもありがとうございました。

○小澤会長 都市計画マスタープランの都市づくりの基本目標の中にも、札幌らしいライフスタイル、自然との調和という文章もありますので、まさにそこに係る内容かと思えます。ぜひそういったことをしていくべきだと私も思いました。

最初に事務局から四つの柱についてご説明いただき、その後、岡本委員に提起いただいた二つのポイント、それから、今、新しく山本委員からもご提案いただきましたが、ほかに何かご意見等はございますか。

○石塚副会長 時間のない中、重ねての話になってしまうかもしれないですが、市有建築物の今後の景観誘導をどうしていくかという課題も中長期的にあることを踏まえて考えると、大通周辺で言うと、当然、市役所の建替えというのは、早晚、視野に入ってくる課題かと思えます。

そういうことも考えていくと、やはり景観をどうしていくかということと、岡本委員がおっしゃるように、個別の建物の開発誘導方針での誘導という間を埋めるような制度も必要だと思います。それは高度地区だけではなく、景観とつなぐとなると、地区計画というものをきちんとかけていく必要があると思うのです。そうしないと、大通の今後のいろいろと個別に起きてくる開発に伴う景観の変化というか、都市の変化をうまくコントロールできないと思うのです。

それは景観審議会で言う話かという問題もありますけれども、どこかがちゃんとそういうことを問題提起して、この大通という札幌の都心の重要な地区について、地区計画のような面的な都市コントロールの制度がない中で開発が進むのは問題があるということを明確にすべきなのかなという気がしました。

○小澤会長 ありがとうございます。

景観審議会から、そのような何らかの発議をしていけるのかということについて、事務局の札幌市はいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 面的なコントロールが必要というお話で、先ほどのいろいろなご意見とも通ずるところであると思いますが、今、即答はしかねるので、課題として受け止めさせていただければと思います。

それ以外につきましては、先ほど高久からお話しさせていただいたような形になるかと思えます。

○小澤会長 この議事の趣旨は5年間の振り返りですので、できるだけいろいろな課題をテーブルの上に出しておく必要があると思います。札幌市にはそれを受け止めていただければと思います。

石塚副会長、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○窪田委員 前段の話を引きずった内容になってしまうかもしれないのですが、議題としては、地域ごとの景観まちづくりの推進ということで、モデル地区をつくりながらやってきた中で、今後、他の地区にも展開していくところが課題になっていると思います。

一方で、先ほどの都市やそのエリアのイメージづくり、らしさを守るといったことを考えた時、市全域を対象とした景観計画一つだと、どうしても最終的には抽象的な表現とか、一般論的な解決策としてしか表現せざるを得ない形になると思うのです。先ほどの大通公園の議論のような本質的で大事なところは、都市の構造や、資源の分布状況というすごく特殊な環境によってつくられてくるもので、それは抽象的な目標だったり、一般論的な手法で何とかしていこうだったり、それは民間の事業者の裁量でやっていくということで、大変ジレンマがあるところかと思います。

そういうものを具体的な方針として考えていこうと思ったときには、あるエリアをここは大事だというふうに示していくことだと思うのですが、多分、今までの議論にもあったように、札幌市として先導していくのは難しいところもあると思います。

今、都心部では、大通を中心にエリア限定のまちづくりを検討しているというステージがありますので、景観側からも少し強く働きかけながら、民間企業や地権者等を巻き込み、そういうところで本当に大事なものは何かといったことを地域ごとの景観まちづくりの推進といった事業の枠組みも活用しながら検討していくことは出来ないものかと感じました。今の景観の形成基準として、広がりのある山並みが大事であったり、多くの市民が景観上優れていると感じているものは配慮すると言葉では書いているのですが、広がりのある山並みというのは、その感じ方は場所によってすごく違ってくると思うので、このエリアだったときの山並みはどのようなものが望ましいのかということも、ある程度場所が限定できればシミュレーションもできて、共有認識を持ちやすくなるのかなと思います。

多くの市民が優れていると言うものは、今まで具体的には聞いてきていないと思います。景観計画をつくる時にアンケートを取っているとは思いますが、それぞれの感覚で山並みが大事だというぐらいだったと思うので、テレビ塔から見た大通公園と後ろの山というパンフレットに載っているようなあの景観が本当に大事だと多くの市民が言うのであれば、改めて考える必要があると思います。

全体的な話として掘り込んでいくのが難しいのであれば、今後動いていくエリアの計画、方針づくりという中で、何かしら新しい視点で掘り込んで、札幌としての大事な景観を、いま一度、本気で考えるようなステージを持ったほうがいいと思います。

景観プレ・アドバイスに私も参加していて、常にジレンマを感じる場所がありますので、今後、そういう方向でエリアごとの景観の方針づくりが展開されていくといいなと感じています。

○小澤会長 ありがとうございます。

具体的なイメージの掘り起こしみたいなものでしょうか。景観価値といいますか、そのようなアプローチも必要かと思しますので、ぜひお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 サインデザイン協会の千葉と申します。よろしくお願いたします。

今回の中では、景観というと、ビル等のハードが中心になっていくと思うのですが、私が携わっているサインは、どうしてもソフトの面が重要でして、こちら札幌の景観の中では大きな要素だと思っております。常設のサインは事前に確認もできますし、皆さんの意識が高いと思っているのですけれども、やはり気になるのが運営のソフトのほうだと思っているのです。

特に、札幌駅から大通公園にかけての景観の中で、ピラー広告やサインエージビジョンが最近は多くなりまして、こちらのソフトの使い方がとても気になっているのです。ハードについては、皆さん意匠もとても凝っていらっしゃって立派だと思うのですが、そのソフトが連続して出てくると、単体ではそんなに気にならないことでも、広告主の性格とか、まち中にこの広告はどうなのだろうか、もしくは、このボリュームでこの映像を流しているのだろうかということが、最近、目につきます。こちらは、立ち上がった後にチェックするのが難しいですし、事業者のことですので、なかなか意見が言いづらいのですが、こういったものも札幌市としては強く意識を持っていただきたいと個人的には思っております。

また、大通公園の使い方、今、オータムフェストをされていますし、本日も新聞で雪まつりが再開されると発表されていましたが、こちらのサイン計画も少し思うことがあります。特に雪まつりは各国から見えているので、サインの重要性はあるのですが、とても全国でお見せできるようなサインの状態ではないと思っています。

協会として、一度、製作している業者や観光協会に事情を聞きに行ったことがあります。そうすると、業者側としては予算がついていないから仕方がないとおっしゃいますし、観光協会のほうでも、そういったことに対して見直しをしたことがなかったとおっしゃっています。ですから、ソフトは、抽象的に、デザイン的によくしたいとおっしゃっても、金額が伴うことですので、ぜひとも札幌市としてソフト、サインに関して少し意識を持っていただきたいと協会として思っております。

これからも協会として働きかけはしていきたいと思っているのですけれども、ご予算の捻出ですとか、皆さんの意識向上ですとか、そういった意識を市や道に少し持っていただきたいと思っております。

○小澤会長 ありがとうございます。

サイン、広告についてですけれども、事務局、いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） ご意見をありがとうございます。

サイン、特にサインエージにつきましては、一方で便利というか、内容を切り替えられるので、同じ小さい面積の中で複数の情報を出せるというメリットもありながら、委員がおっしゃるとおり、その内容については後々にチェックできないことが多いので、華美であるものや、内容的なものや色などがどうなのかというものが流れていくという問題があることは認識しております。それは、札幌市だけではなく、ほかの政令市でも問題だと認識しておりまして、市の中やほかの都市とも情報共有をしながら、また、本市はこちらの景観のほかに屋外広告物の部隊もあるものですから、そちらの部局とも協力しながら、どこまでできるか分かりませんが、方向性については今後も各市と連携しながら考えていかななくてはならない課題だと思っております。

また、大通公園についても、短期的に表示されるものについては、屋外広告物の関係部署と協力しながら、ただ、屋外広告物になりますと、どちらかという総量規制の面が強くなってしまうので、委員がおっしゃるようなデザインなどについて、どこまでできるかということはあるのですけれども、少し検討させていただきたいと考えております。

○小澤会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項のボリュームも多いと聞いておりますので、この件はこの辺りでと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○森委員 後ほど資源部会でご説明いただけると思うのですけれども、その点に関して確認というか、こうあってほしいと思うことを言わせていただきます。

議事資料2-2の(3)の取組を進める中で見えてきた課題という中に、眺望という文字を入れていただいているのが大変ありがたいです。例えば、先ほど窪田委員がおっしゃったように、大通から山を見るような眺望が資源だと位置づけられるとするならば、その次のアクションとして、3の地域ごとの景観まちづくりの推進のように、アクションにつなげていくようなことも想定していただきたいと思います。

また、先ほど千葉委員から出ました屋外広告物ですが、ここの管轄と道路課の管轄と連動しなければいけないと思っておりますし、先ほど石塚副会長がおっしゃった景観だけでは解けない部分は、都市計画との連動もしていかなければいけません。

ですから、今、見えている課題がどういったところと連動して総体的にできるのかということについて、景観という軸から見る整理があれば、ここは別立てでワーキングが必要だよとか、そんな議論につながっていくのかなと思いました。

○小澤会長 ありがとうございます。

事務局からよろしいでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 後ほどの資源部会のご報告の中での話になるので、景観資源という観点で言うと、先ほども委員がおっしゃった眺望も資源として位置づけていこうということはもちろん考えておりまして、その手法としては、活用促

進景観資源の登録を使って、まずはそういうすばらしい眺望があることを普及啓発することから始めたいと思っております。

それがかなった後に、今後それをどのように守っていくかという議論にはなるかと思うのですが、一旦は普及啓発というところで考えております。

○事務局（景観係長） 先ほどの屋外広告物の部局との連動であるとか、ほかの都市計画の関係との連携というところですが、例えば、地区計画の中に景観資源配慮と入れてあるものは配慮することが盛り込めるようになっているのですが、ほかの都市計画の制度とも、景観としては連動していきたいと考えておりますので、今すぐこういった形まではお答えできないのですが、今後も引き続き検討してまいりたいと思います。

○小澤会長 ありがとうございます。

○事務局（景観係長） 非常にたくさんの課題、アイデア等をいただきました。

本日は、具体的な計画についての意見聴取ではなく、今後の施策に当たってのアイデアをいただくということでございましたが、事務局としては、ぜひこれらのご意見、課題等を参考にして進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 続きまして、会議次第3の報告事項になりますが、今回は非常に長丁場ですので、次に移る前に若干休憩を入れたいと思います。

また、以降の報告事項は、先ほどお話がありましたように、札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱第23条第1項に基づき、特定の個人または法人等の権利、利益に関わる事項を取扱うことになるため非公開といたします。

傍聴者の方は、休憩の間にご退席願います。

それでは、休憩に入ります。

< 報告事項（非公開で実施） >

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

今日の審議会の内容につきましては、議事録を作成しまして、通常と同じ形ですが、メール等にて皆様にご確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

令和4年度第2回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（13名出席）

石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
岡本 浩一 北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 教授
欠 政信 市民
片山 めぐみ 札幌市立大学デザイン学部 准教授
窪田 映子 歴史地域未来創造 株式会社やまち 取締役・副代表
株式会社KITABA 取締役
杉江 夏水 市民
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 会員
(有限会社ビーンズデザイン 代表取締役)
東原 幸生 札幌商工会議所 都市・交通委員会 副委員長
(交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明 北海道大学工学部 非常勤講師
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 副委員長
(株式会社荒川建築設計事務所 代表取締役)
森 朋子 札幌市立大学デザイン学部 准教授
山本 明恵 NPO法人さっぽろ 住まいのプラットフォーム 理事長
(恵和建築設計事務所 代表)

(五十音順)

○札幌市（4名出席）

都市計画部長 高久 政行
地域計画課長 阿部 賢
景観係長 青木 うみ
景観まちづくり担当係長 宮部 芳宏